

栃木県立黒磯南高等学校いじめ防止基本方針

栃木県立黒磯南高等学校（以下、本校とする）は「いじめ防止対策推進法」に基づき、いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のとおり定める。

1 本校の教育方針

校訓「至誠敬愛・自律自尊・進取究明」のもと、以下に示す人間を育成することを目標に教育活動を行っている。

- (1) 学ぶ意欲を持ち、自己実現に向け努力する生徒
- (2) 心身共に健康で、正しい判断力を持つ生徒
- (3) 勤労と奉仕を尊び、社会貢献に積極的に取り組む生徒
- (4) 自他を重んじ、国際感覚に富む生徒

いじめのない学校づくりに向けて、全ての生徒が安全・安心な学校生活を送れるように日常の指導体制を定める。そして、組織的にいじめの未然防止と早期発見・早期解決を図るための「基本方針」を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。 ※児童等とは……学校に在籍する児童又は生徒をいう（いじめ防止対策推進法第2条）

【具体的ないじめの様態例】

仲間はずれ、集団による無視、悪口や脅し文句を言われる、冷やかしやからかい、遊ぶふりをして叩かれる、金品をたかられる、インターネット上の誹謗中傷 等

3 いじめの禁止

生徒はいじめを行ってはならない

4 いじめに対する共通認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」「どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」という認識を持つ。

- (1) 学校全体でいじめを起こさない環境づくりを目指す。
- (2) いじめられている側の立場を考え、いじめられている生徒を守り抜く意識を持つ。
- (3) いじめる側に対しては、毅然とした姿勢で指導を行う。
- (4) 保護者等との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

5 いじめの未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、生徒の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) いじめが発生する背景を踏まえ、生徒が意欲を持って学校生活を送れるよう、学びに向かう集団づくりを進める。
- (2) 互いを受け入れ認め合い、望ましい人間関係を築く環境づくりに努める。
《具体的取り組み例》 人間関係づくりとコミュニケーション力育成の機会を設ける。
- (3) 諸活動や学校行事で道徳心や規範意識を養い、集団の一員であることを認識する。
《具体的取り組み例》 体験学習やボランティア活動の機会を設ける。人権教育の充実。
- (4) 生徒一人ひとりがいじめ問題を自分のこととして考え、主体的に防止活動ができる集団をつくる。
《具体的取り組み例》 生徒がいじめについて主体的に考え、未然防止のために行動する機会を設ける。望ましい集団づくりと人権教育の充実。

- (5) 「いじめは起こり得る」という危機感を常に持ち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検する。
- (6) 学校生活での悩みを解消するために、教育相談係やＳＣ等を活用する。
- (7) 教職員の言動が生徒を傷つけないよう、教職員の人権感覚を高めるとともに、いじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- (8) 全教職員の共通認識を図るため、少なくとも年１回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を実施する。
- (9) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行うなど、日常的な連携に努める。
- (10) 教育委員会の相談窓口に加えて、本校の生徒同士や生徒と教員間でのトラブル相談の窓口を教頭としその周知徹底を行う。

【教職員による具体的な取り組み例】

- ・ 悩み調査の定期的実施
- ・ 校内巡回の実施
- ・ 職員会議、学年会における生徒に関する情報の報告と共有
- ・ 保健室、職員室等における気になる生徒情報(生徒の変化事例等)は、直ちに担任、学年等に報告する。
- ・ 生徒、保護者等との信頼関係を深め、生徒個人面談や保護者面談を有効利用して情報収集に役立てる。
- ・ 家庭での生活態度の変化等を必要に応じて連絡してもらうように家庭との連携に努める。
- ・ あらゆる機会を通してインターネットの使用について指導及び注意喚起を行う。

【生徒の自主的な取り組みに対する支援例】

望ましい人間関係を形成し、協力して諸課題を解決しようとする自主的、実践的な態度を育てるための支援を行う。

- ・ 新入生オリエンテーション等における人間関係づくりと共感的人間関係の育成。
- ・ 生徒会執行部、風紀委員会、福祉委員会等による啓発活動。
- ・ 部活動、学校祭、マラソン大会等による異学年・異校種・異文化交流等の促進と連帯感の育成。

【保護者、地域との連携の促進例】

いじめ防止を効果的に進めるため、生徒の家庭はもとより関係小中学校、所轄警察署等と緊密に連携を図る。

- ・ 保護者懇談、P T A 学年部会・支部会・行事等における情報交換
- ・ P T A 広報誌等による啓発
- ・ 学校警察連絡協議会等における情報交換

6 いじめの早期発見に向けて

いじめは目の届きにくいところで発生していることを念頭に、学校組織として早期発見に取り組むとともに、家庭と連携して実態把握に努める。

- (1) 生徒の言動に注意する（日常的な生徒の観察、アンケート調査、面談）
- (2) 保護者等と情報を共有する（電話連絡、家庭訪問、面談）
- (3) 地域との連携に努める（地域行事への参加、関係機関との情報共有等）

7 いじめの早期解決に向けて

いじめ問題が発生した場合、早期に詳細な事実確認や状況把握に努め、適切な対応を行い、関係する生徒や保護者等が安心できるよう早期解決を目指す。

- (1) 正確・詳細な事実の把握を行う。
- (2) 校長を中心に学校全体で連携を取り、組織的に対応する。
- (3) 校長・教頭は事実に基づき、生徒・保護者に説明責任を果たす。
- (4) 重大な事案の場合は、早期に警察等に相談し協力を求める。

8 校内組織

いじめの未然防止、早期発見、早期対応を組織的かつ実効的に行うため次の組織を活用する。

(1) 組織名称 : いじめ対策委員会

(2) 構成員 : ◎生徒指導部長、○生徒指導部副部長、教頭、主幹教諭、各学年主任、教育相談係、養護教諭 (※当該学級担任、当該部活動顧問、SC、SSW、SS、学校評議員)

※ 当該学級担任および当該部活動顧問は、いじめ発生時の構成員とする。

※ SC(スクールカウンセラー)、SSW(スクールソーシャルワーカー)、SS(スクールサポーター)は、臨時的構成員として状況に応じてアドバイスをいただく。

※ 学校評議員は、いじめ防止基本方針や取組の検証・修正等を行う際に構成員としてアドバイスをいただく。

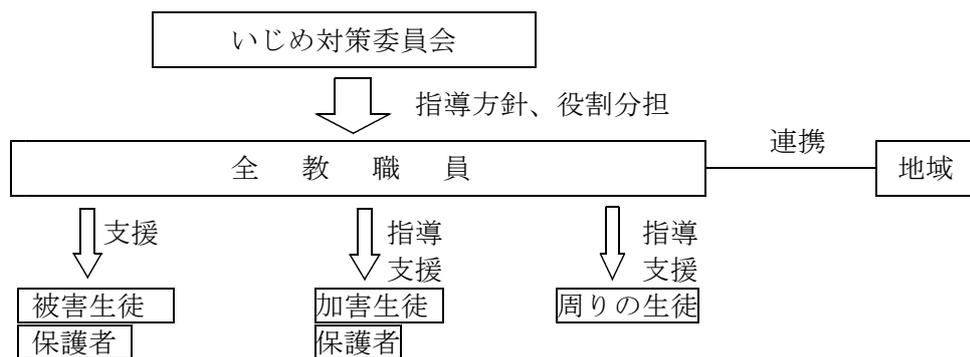
(3) 役割

- ① 本校いじめ防止基本方針に基づく取組の計画と実施に関すること
- ② いじめ未然防止、早期発見に関すること
- ③ いじめの対応に関すること
- ④ いじめ防止基本方針や取組の検証と修正に関すること

(4) 開催

毎学期1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とする。

◆未然防止のための校内体制図◆



9 いじめの発見・通報を受けたときの対応

◆いじめに対する措置

いじめの発生が疑われるとき、教職員は一人で抱え込まず速やかに学級担任、学年主任等の関係教職員と連携をとり、いじめ対策委員会と情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聞き取るなどしていじめの事実の有無を確認する。

- (1) いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- (2) いじめの事実が確認された場合は、いじめを止めさせ再発を防止するため、いじめを受けた生徒を徹底して守るとともに、その保護者等に対する支援、いじめを行った生徒への毅然とした指導とその保護者等への助言、並びに、いじめを傍観していた生徒への指導を継続的に行う。
- (3) いじめを受けた生徒等が、安心して教育を受けることができる環境を整備する必要があると認められるときは、保護者等と連携を図りながら、一定期間別室において学習を行わせる等の措置を講ずる。
- (4) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、栃木県教育委員会及び所轄の警察署等と連携して対処する。
- (5) いじめが解消した後も、生徒の観察や保護者等との継続的な連携を図る。

◆重大事態への対応

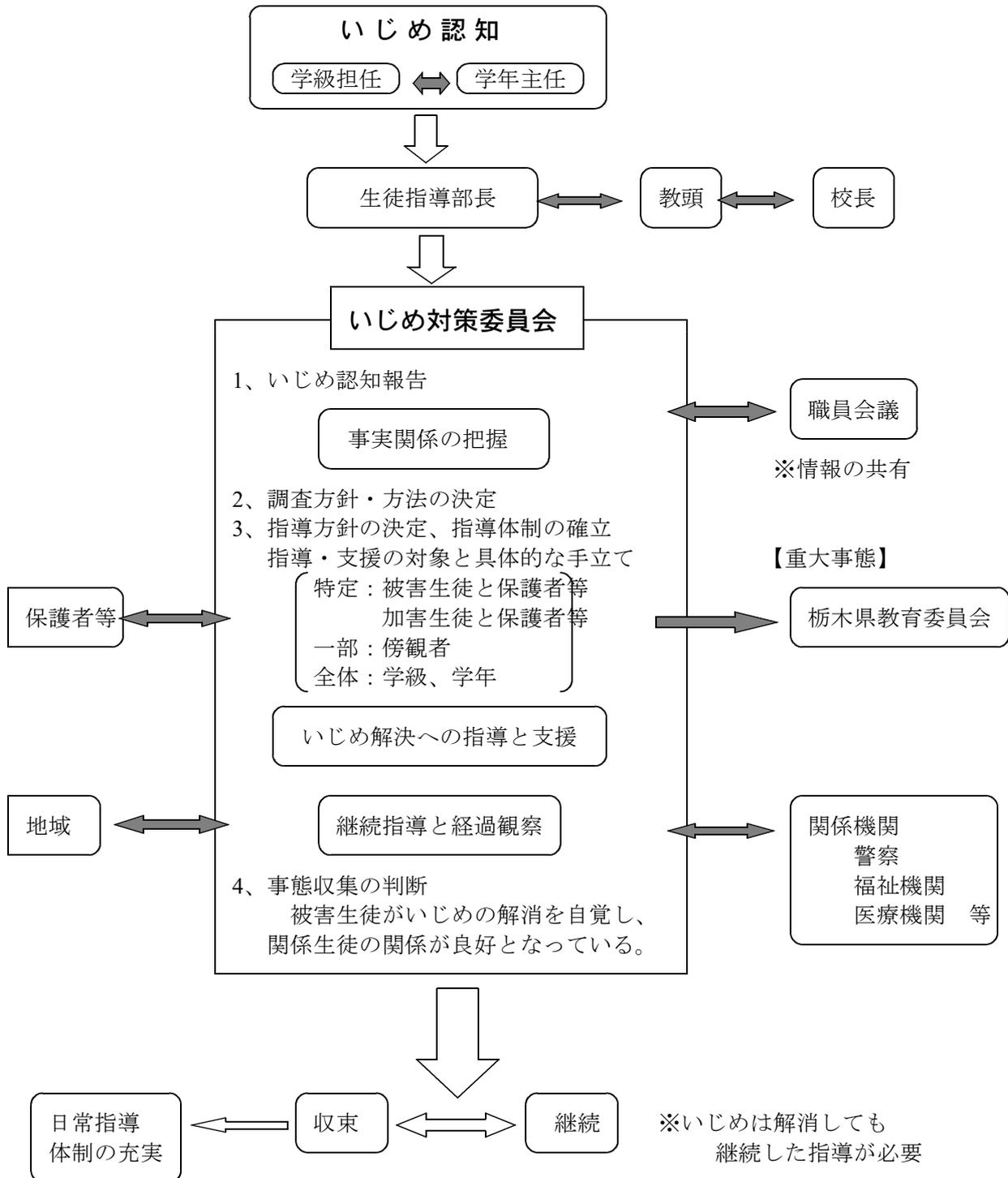
(1) 重大事態とは

- ・生徒の生命・心身・財産に重大な被害が発じた疑いがある。
(自殺の企画、精神性疾患の発症、心身に重大な障害を負う、高額な金品の奪取等)
- ・生徒が長期間学校を欠席することを余儀なくされている。
(年間欠席 30 日程度以上。連続した欠席は状況により総合的に判断する)

(2) 重大事態時の報告・調査協力

学校が重大事態と判断した場合、県教委に報告するとともに県教委が設置する調査のための組織に協力し、さらに支援チームの支援を得て解決にあたる。

◆緊急時の組織的対応図(重大事態を含む)◆



10 教育委員会及び所轄警察署等との連携

重大事態が発生した場合は、所轄警察署等と相談して対処するとともに、速やかに県教育委員会に報告する。

11 保護者等との連携

いじめが確認された場合は、速やかに保護者等に事実関係を伝え、いじめを受けた生徒とその保護者等に対する支援や、いじめを行った生徒の保護者等に対する助言を行う。また、当該いじめ事案に関する情報は、継続的かつ適切に保護者等に提供する。

12 年間計画

月	活動内容
4月	<ul style="list-style-type: none">・生徒、保護者等への相談窓口周知・第1回いじめ対策委員会開催（年間計画の確認、問題行動調査結果の共有）・各学年における新年度いじめ防止基本方針における取り組み策定（学年会）・情報モラル講演会（ICT機器利用に関する注意喚起）
5月	<ul style="list-style-type: none">・PTA総会・各学年部会（学校いじめ防止基本方針の趣旨説明、相談窓口周知）・生活意識調査（生徒対象）の実施・ICT機器の利用に関する注意喚起（生徒対象）・生徒の状況に関する情報交換（各学年会）・中高連絡協議会（情報収集）・第1回悩み調査（生徒対象）
6月	<ul style="list-style-type: none">・面接週間（情報収集）・PTA3学年部会
7月	<ul style="list-style-type: none">・問題を抱えている生徒についての情報共有（職員会議）・第2回いじめ対策委員会（進捗状況確認）・家庭での様子の把握（保護者個人懇談）・PTA支部会（学校からの情報発信と情報収集）・第2回悩み調査（生徒対象）
9月	<ul style="list-style-type: none">・生徒の状況に関する情報交換（学年会）・第3回悩み調査（生徒対象）
10月	<ul style="list-style-type: none">・人権教育（人権・福祉・生涯学習係）
11月	<ul style="list-style-type: none">・教職員現職教育（人権・福祉・生涯学習係）・学校評価アンケート（生徒・保護者等・教員対象）・面接週間（調査、対策）・PTA1・2学年部会・第3回いじめ対策委員会（各種アンケートの検証、進捗状況確認）・第4回悩み調査（生徒対象）
12月	<ul style="list-style-type: none">・問題を抱えている生徒についての情報共有（職員会議）・人権週間（啓蒙活動）・生徒の状況に関する情報交換（学年会）
1月	<ul style="list-style-type: none">・取り組みの集約、取り組みに対する評価・改善の実施・第5回悩み調査（生徒対象）
2月	<ul style="list-style-type: none">・問題を抱えている生徒についての情報共有（職員会議）
3月	<ul style="list-style-type: none">・第4回いじめ対策委員会（今年度の総括と次年度の計画策定）・第6回悩み調査（生徒対象）